改正後	改正前
次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの	［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。）	二　施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。） イ　ルータ　他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること ロ　デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置　接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
［削る］	三　施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
三　施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）	四　信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
［削る］	五　ＳＩＰサーバ
四　施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）	六　電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース
五　ＳＩＰサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備	七　公衆電話機及びこれに付随する設備
六　施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備	八　電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
［削る］	九　他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）
［削る］	［同上］
備考　表中の［一］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［同上］

○総務省告示第六十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第三項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条の二　施行規則第二十三条の四第二項第一号の二イ(1)に規定する情報は、特定接続の協議等に関する情報とする。	［新設］
第三条　施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。	**第三条**　施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。
一　第一条第一号、第二号（八及びニを除く。）及び第七号（八、チ及びリを除く。）、第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。	一　第一条第一号、第二号（八及びニを除く。）及び第七号（八、チ及びリを除く。）並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。
二　前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は当該情報をまとめた一の集合物（電磁的記録を含む。）の提供により行うものとする。	二　前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イの情報の開示は冊子の配布を併せて行うものとする。
［三　略］	［三　同上］